

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（点検計画の精査等）

第7条 当初計上している点検方法（使用機械等）は想定であるため、受注者が現地踏査時に点検方法や交通規制について精査すること。

- 2 原則的に全径間を近接目視する前提で計画を作成すること。
- 3 交通規制を伴う橋梁については、規制方法や規制時間帯を関係機関（所轄警察署等）と十分に事前協議すること。これらの結果を踏まえて受注者が点検計画書を作成し、発注者と協議した上で、実施の点検方法や交通規制を決定するものとする。
- 4 前項の協議の結果、点検方法、直接経費、安全費が変更になる場合は、設計変更の対象とする。
- 5 業務委託料の積算上の点検日数は、原則として「徳島県 橋梁定期点検等業務委託積算要領」（2巡目定期点検）により算定される日数を計上するものとする（実点検日数による精算ではない）。
- 6 交通規制を伴う場合は、所轄警察署に道路使用許可を得た上で、点検実施日の14日以上前に道路通行制限事務処理に必要な書類を監督員に提出すること。その後、道路通行制限の事務処理が完了したことを監督員に確認してから点検を行うこと。

（調査日報等の提出）

第8条 受注者は次の書類を提出すること。

①事故等発生時連絡者届出書

点検実施2日前までに提出すること。

②週間予定表

原則点検を実施する前週金曜日までに翌週の点検内容がわかる週間予定表をメールにて提出すること。

調査予定日及び内容が変更する場合は随時メールにて提出すること。

（様式は自由）

- ・点検予定時間
- ・調査橋梁名、路線名、調査場所
- ・調査予定従事者の氏名、保有資格（警備会社、協力会社を含む）
- ・使用予定の資機材
- ・交通誘導員配置の有無
- ・荒天時の対応

③調査日報

原則翌日までに次の内容がわかる日報をメールにて調査日ごとに提出すること。

（様式は自由）

- ・調査日時（調査時間も記入すること）
- ・調査橋梁名、路線名、調査場所
- ・調査予定従事者の氏名、保有資格（警備会社、協力会社を含む）
- ・使用した資機材
- ・状況写真

- ・調査時の考察（どの部材を調査したか等も記入すること）

④資機材、交通誘導員等の書類

資機材や交通誘導員等の実使用（配置）日数を把握するため、次の書類を毎月月末に集計し、翌月１０日までに監督員に提出すること。

- ・橋梁点検車、高所作業車等のリース伝票の写し
- ・交通誘導員等の勤務伝票（警備会社発行のもの）、有資格者（交通誘導警備員Ａ等）の資格証の写し
- ・船舶の勤務実績

※自社の資機材を使用する場合等でこれらの書類が準備できない場合は、事前に監督員と協議すること。

⑤状況写真

- ・調査状況がわかる写真を提出すること。
（点検人数、使用する資機材、交通誘導員の配置状況がわかるように）

（定期点検時の留意事項）

第９条 点検時に次の作業も同時に行い、点検調書へ反映させること。

①橋梁の全景写真を撮影し、点検調書(写真帳)に入れること。

- ・路面上の全景（起点側、終点側）
- ・橋梁側面の全景（両側）

※側面の写真は、山岳の橋梁などにおいて、撮影が困難な場合は除く。

②震災対策工事（落橋防止装置、変位制限装置（水平力分担構造含む）、沓座拡張、下部工補強など）の有無を調査すること。

- ・調査結果を点検調書等に記載すること。
- ・実施済橋梁については、その状況がわかる写真を撮影し、点検調書（写真帳）に入れること。
- ・点検時にわかる情報の範囲内で現在の耐震基準に対して十分であるかどうかを考察し、点検調書に記載すること。
- ・必要に応じて現地で桁かかり長や部材の計測を行うこと。

③高欄、防護柵、照明灯、標識等の付属施設も点検を行い、点検調書に記録すること。

④時間的に可能な範囲内で次の作業も行うこと。

- ・コンクリート構造物（鋼板接着等の補強材も含む）の損傷程度を正確に把握するために打音調査を併用すること。
- ・コンクリート構造物に「浮き、剥離、鉄筋露出」がある場合は、健全部及び損傷部のかぶり厚を計測すること。
- ・ボルト及びリベットの弛みや内部破損の有無を把握するため、打音調査を併用すること。
- ・ボルトの弛みがある場合は再締め付けを行い、ボルトが無い場合は、新たなボルトで締め付けること。
- ・鋼構造物の腐食程度を正確に把握するため、表面錆や劣化塗膜を部分的に撤去し、減肉量を測定すること（正規の部材厚に対して何割程度減肉しているかを把握すること）。
- ・既設防鳥ネット等が破損していた場合は監督員と協議の上、再設置すること。その場合は設計変更の対象とする。
- ・その他、調査時に応急対応出来るものは監督員に報告し、作業を行うこと。その場合は設計変更の対象とする。